100-71

問題文

薬剤師を「医療の担い手」と明記している法律はどれか。1つ選べ。

- 1. 薬剤師法
- 2. 医薬品医療機器等法(旧称:薬事法)
- 3. 医療法
- 4. 健康保険法
- 5. 国民健康保険法

解答

3

解説

薬剤師を「医療の担い手」と明記しているのは、医療法です。ちなみに薬局を「医療提供施設」と位置づけているのもこの医療法です。

以上より、正解は3です。